

大韓民国で、高病原性鳥インフルエンザ発生！

大韓民国農林部が公表した情報によると、同国の種鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザ（血清亜型H5N1）の発生が確認されました。

同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、大韓民国からの家きん肉などについては、引き続き輸入を停止することとなります。この措置については清浄性が確認されるまでの間、継続されます。（H15.12.12～）

平成15年、同疾病により我が国が一時輸入停止措置を講じた国は、この他、ドイツ、オランダ、ベルギー、中国などがあります。

高病原性鳥インフルエンザ

家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定されています。

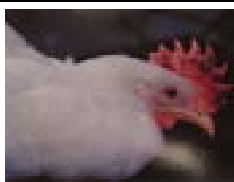
鶏、七面鳥などに高い致死性の病原性を示すウイルス感染症です。

突然の死亡率の上昇（高い場合には100%）があります。

臨床症状は、肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死（写真1）、顔の腫れ（写真2）、脚部の皮下出血（写真3）などです。

カモなどの渡り鳥に高率に感染しており、糞便中に排泄されます。

香港では、人の死亡例があり、「人と動物の共通感染症」としても心配です。



肉冠の出血・壊死(写真1)



顔面の浮腫性腫脹(写真2)



脚部皮下の出血(写真3)

日本の状況

国内での発生は確認されていません。

家畜保健衛生所などでは、「人と動物共通感染症調査事業」として全国的に養鶏場などで調査を行い、清浄性を確認しています。

鶏に異常など確認された場合には、家畜保健衛生所まで、すぐにご連絡ください。

飛騨家畜保健衛生所

高山市 上岡本町 7 - 468

(0577) 33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp